

鳥取県救急搬送高度化推進協議会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、消防法（昭和23年法律第186号（「以下「法」という。」））第35条の8第1項の規定により組織する鳥取県救急搬送高度化推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、法第35条の8第2項各号に掲げる者の中から知事が任命する委員（以下「協議会委員」という。）をもって構成する。

- 2 協議会委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 3 補欠の協議会委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 協議会に会長1名、副会長2名を置く。
- 5 会長は、協議会委員の互選により選出し、副会長は、会長が指名する。
- 6 会長は、協議会を代表し、会議を主宰する。
- 7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第3条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は協議会委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した協議会委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長が必要があると認めるときは、会議に協議会委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(専門委員会)

第4条 会長は、専門的な事項について審議するため必要があると認めるときは、当該事項に関して専門的な知識又は経験を有する者の中から会長が選任する委員（以下「専門委員」という。）及び会長が指名する協議会委員（以下「指名委員」という。）に専門委員会を組織させ、当該事項について調査検討を行わせ、その結果を協議会に報告させることができる。

- 2 専門委員会に委員長を置き、専門委員及び指名委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、専門委員会を代表し、会議を主宰する。
- 4 前条の規定は、専門委員会について準用する。この場合において、同条第1項及び第4項中「会長」とあるのは「委員長」と、同条第2項から第4項までの規定中「協議会委員」とあるのは「専門委員及び指名委員」と、それぞれ読み替えるものとする。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、危機管理部消防防災課及び福祉保健部健康医療局医療政策課において処理する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年2月25日から施行する。

この要領は、令和5年7月28日から施行する。

1 鳥取県附属機関条例（平成 25 年鳥取県条例第 53 号）第 2 条別表第 1（抜粋）

名称	調査審議する事項
鳥取県救急搬送高度化推進協議会	消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 35 条の 8 第 4 項に規定する事項

2 鳥取県行政組織規則（昭和 39 年鳥取県規則第 13 号）第 159 条（抜粋）

附属機関	庶務担当機関
鳥取県救急搬送高度化推進協議会	消防防災課（健康医療局医療政策課が担当する事務を除く。）
	健康医療局医療政策課（傷病者の受入れに限ることに限る。）

3 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 35 条（抜粋）

<p>第 35 条の 5 都道府県は、消防機関による救急業務としての傷病者（第 2 条第 9 項に規定する傷病者をいう。以下この章において同じ。）の搬送（以下この章において「傷病者の搬送」という。）及び医療機関による当該傷病者の受入れ（以下この章において「傷病者の受入れ」という。）の迅速かつ適切な実施を図るため、傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準（以下この章において「実施基準」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 実施基準においては、都道府県の区域又は医療を提供する体制の状況を考慮して都道府県の区域を分けて定める区域ごとに、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 傷病者の心身等の状況（以下この項において「傷病者の状況」という。）に応じた適切な医療の提供が行われることを確保するために医療機関を分類する基準 2 前号に掲げる基準に基づき分類された医療機関の区分及び当該区分に該当する医療機関の名称 3 消防機関が傷病者の状況を確認するための基準 4 消防機関が傷病者の搬送を行おうとする医療機関を選定するための基準 5 消防機関が傷病者の搬送を行おうとする医療機関に対し傷病者の状況を伝達するための基準 6 前 2 号に掲げるもののほか、傷病者の受入れに関する消防機関と医療機関との間の合意を形成するための基準その他傷病者の受入れを行う医療機関の確保に資する事項 7 前各号に掲げるもののほか、傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関し都道府県が必要と認める事項 <p>3 実施基準は、医学的知見に基づき、かつ、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 4 第 1 項に規定する医療計画との調和が保たれるように定められなければならない。</p> <p>4 都道府県は、実施基準を定めるときは、あらかじめ、第 35 条の 8 第 1 項に規定する協議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>5 都道府県は、実施基準を定めたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。</p> <p>6 前 3 項の規定は、実施基準の変更について準用する。</p> <p>第 35 条の 8 都道府県は、実施基準に関する協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織するものとする。</p> <p>2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 消防機関の職員 2 医療機関の管理者又はその指定する医師 3 診療に関する学識経験者の団体の推薦する者 4 都道府県の職員 5 学識経験者その他の都道府県が必要と認める者 <p>3 協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他の協力を求めることができる。</p> <p>4 協議会は、都道府県知事に対し、実施基準並びに傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関し必要な事項について意見を述べることができる。</p>
--